

平成28年度第1回広島市行政不服審査会議事録

1 開催日時 平成28年10月4日(火) 午前9時30分～午前10時25分

2 開催場所 広島市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席委員及び専門委員

委員	大久保	隆志	委員	廣田	茂哲
委員	福永	実	専門委員	谷村	敏明

4 出席職員

企画総務局長	岡村	清治	企画総務局次長	久保	雅之
法務課長	大杉	薫	法務課課長補佐	木幡	浩一
法務課主査	松島	智子	法務課主事	倉村	舞
法務課主事	平岡	重亮			

5 議題

- (1) 広島市行政不服審査会が諮問を要しないと認めるものについて
- (2) 広島市行政不服審査会合議体会議要領について
- (3) 広島市行政不服審査会合議体における審査請求事件の調査審議要領について
- (4) 広島市行政不服審査会合議体の会議の進め方について

6 議事の要旨

(1) 挨拶

企画総務局長が開会に当たり挨拶した(挨拶後、次長とともに退席)。

(2) 制度の説明

法律及び審査会の制度の概要について、配付資料に基づき事務局から説明があった。

(3) 会長の決定等

議題に先立ち、次のとおり会長の決定等を行った。

ア 会長の決定

委員の互選により、大久保委員が会長に決定された。

イ 職務代理者の指名

大久保会長により、廣田委員が職務代理者に指名された。

ウ 合議体構成員の指名及び合議体長の決定

審査会により、合議体を構成する委員に3名の出席委員が指名され、指名された3名の委員の互選により、合議体の長に大久保委員が決定された。

(4) 議題(1)の審議について

ア 質疑応答・意見交換

事務局から配付資料に基づき議題の趣旨説明があった後、次のとおり質疑応答があった。

(委員) この基準は、要領のようなものとして定めるのか。

(事務局) この議題の議決により審査会における規範、細則的なものとして定めることとなり、これを基に運用していきたい。

イ 審議結果

案のとおり決定された。

(5) 議題(2)について

ア 質疑応答・意見交換

事務局から配付資料に基づき議題の趣旨説明があった後、次のとおり質疑応答があった。

(委員) 合議体の議事録を公開とするか、非公開とするか。

(事務局) 開示請求があった場合は別として、一般の審議会とは違って、行政から積極的に公開しないこととしたい。

(委員) 了解した。

(委員) 下位組織の合議体の議事録作成に関する要領の規定を上位組織の審査会の会議に準用するのは、違和感がある。

(事務局) 審査会の会議のルールについては、概ね条例で定めているが、議事録に関する規定がないため、今回定める合議体の会議要領の規定を準用しようとしたものである。今後、審査会の会議を頻繁に開催するようになれば、別途、審査会の会議の議事録に関する要領を定めることを検討したい。

(委員) 了解した。

(委員) 合議体の議事録は、どのように作成するのか。

(事務局) 会議後に事務方で案を作成して委員に送付し、各委員から意見をいただき修正したものを次回の会議で承認を得たい。

イ 審議結果

案のとおり決定された。

(6) 議題(3)について

ア 質疑応答・意見交換

事務局から配付資料に基づき、議題の趣旨説明があった後、次のとおり質疑応答・意見があった。

(委員) 合議体で審議して答申を行うとのことだが、答申は誰の名義で行うのか。

(事務局) 審査会の名義で答申を行うことになる。

(委員) 答申書の公表は、どのように行うのか。

(事務局) 総務省の答申データベースや本市のホームページに掲載したい。

(会長) その他、運用する中で不適当なものがあればその都度修正することとする。

イ 審議結果

案のとおり決定された。

(7) 議題(4)について

ア 質疑応答・意見交換

事務局から配付資料に基づき、議題の趣旨説明があった後、次のとおり意見があった。

(会長) 基本的には案のとおり進めていき、会議の回数等については、実際には運用しながら考えていけばよい。

イ 審議結果

原則として案のとおり進めていくことが決定された。

7 その他

会議終了後の事務連絡において、次回以降の今年度の合議体の会議日程について、12月6日(火)、12月27日(火)、平成29年1月16日(月)、2月13日(月)、3月14日(火)(各日とも午前中)と確認された。